

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針

令和3年1月8日策定

令和3年3月19日改定

令和3年3月29日改定

令和3年5月10日改定

令和3年8月2日改定

令和3年8月12日改定

葉山町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年8月14日から同年同月31日までの間、新型コロナウイルス感染症に関し、次の方針で感染拡大防止に向けた対策を実施します。

1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実効性を確保するための対応

(1) 町民への新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の周知徹底

ホームページ、広報板、町内回覧、SNS、防災行政無線などあらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の周知徹底を図る。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実効性の確保に向けた県との連携

本町域における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実効性を確保するため、県の求めに応じ、連携した取組を図る。

2 町役場の取組

(1) 全庁を挙げた対策の実施

全部課・任命権者が新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や延期、見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進めることとする。

(2) 新しい生活様式の定着に向けた取組

① 職員向け対策

ア 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。

イ 在宅勤務、リモートワーク勤務、時差出勤等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、人との接触機会の低減や身体的距離を確保した環境づくりに努める。

ウ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。

エ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

② 公共施設

町の設置する公共施設については、別添資料1「緊急事態宣言下における町施設の対応について」による対応を図ることを基本とし、個々の実情に応じて適切な対応を図る。

なお、その対応状況については、ホームページ等で広く周知する。

また、別添資料1で開館等とされ公共施設を使用できる場合においても、別添資料2「公共施設における感染防止対策」の徹底を図ることとする。

③ 町民等への対応

町民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、町への提出物等については、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、町民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、町民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

④ イベント等の実施の扱い

別添資料3「イベント等の実施の扱い」によるものとする。

⑤ 町立学校向け対策

ア 児童、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかける。

イ 感染防止のための所要の措置を講ずる。

ウ クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を図る。

緊急事態宣言下における町施設の対応について

施設名	今回の緊急事態宣言における対応	備考
図書館	開館	一部利用制限あり
しおさい公園・しおさい博物館	休園・休館	
南郷上ノ山公園	開園	有料施設は使用不可（予約済み者は除く。）
福祉文化会館	休館	ワクチン接種は実施
いこいの家	休館	
保健センター	休所	健診は実施
各町内会館	休館	
青少年会館・児童館	休館	学童クラブは実施
保育園・学童クラブ・	開所	各家庭での判断を呼びかけ
子育て支援センター「ぽけっと」	ひろば、多目的室は休止 一時預かり、ファミリーサポートは通常 運営	
学校施設(屋外)	開放中止	予約済み者は除く。
学校施設(屋内)・図書館附属 施設	開放中止	
海水浴場	休場	
公営駐車場	閉鎖	

※ 上記による対応を図ることを基本とし、使用・運営の詳細については、個々の実情に応じて施設管理者において適切な対応を図る。

公共施設における感染防止対策

1 公共施設の管理者が講ずる感染防止対策

施設管理者は、次に定める感染防止対策を講ずるとともに、当該施設における感染防止対策を施設使用者に周知できるよう、施設の出入口、集会室の壁など施設使用者が見やすい場所に表示すること。また、次に定める具体的な感染防止対策の徹底が図られるよう、施設使用者に対し積極的に働きかけること。なお、神奈川県に緊急事態宣言が発出されている期間又は本町がまん延防止等重点措置区域の指定を受けている期間は、開館時間を 20 時までとすること。

(1) 「密閉」「密集」「密接」の 3 つの密を避ける措置を講ずること。

① 「密閉」を避けること。

換気を行うこと。風の流れることができるよう、毎時、2 回以上、2 方向の窓を、1 回、数分間程度、全開にするなどの換気に努めること。窓がない、1 つしかない場合であっても、ドアを開けておく、扇風機や換気扇を併用するなどの工夫により換気に努めること。

② 「密集」「密接」を避けること。

ア ソーシャルディスタンス（2 m 以上の距離を確保—困難な場合であっても最低 1 m）が確保されるよう座席配置、利用設備、機材等の設置を工夫すること。

イ 施設使用の人数を、当該施設の収容定員の半数以内の人数とすること。

ウ 滞在時間を定めるなどの工夫すること。

エ 入退場時の混雑を避けること。

(2) 保健衛生対策を講ずること。

ア 座席、テーブル、ドアノブ、手すり、機材などの消毒を行うこと。

イ 共用スペース、特にトイレの便座、ドアノブ等の消毒を行うこと。

ウ マスクの着用を徹底すること。

エ 手洗いや手指消毒用の薬剤等を常備すること。

(3) イベント・事業等の実施にあたり主催者が作成する感染防止策対応チェックシートの提出を求めるとともに、発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加は見合わせること。

(4) 飲食（水分補給を除く。）を伴わせないこと。

(5) 上記(1)から(4)までの他、施設管理者において各公共施設の性質上、感染症防止に関し必要な対策を講ずること。

2 イベント・事業等の実施にあたり主催者が講ずる感染防止対策

イベント・事業等の主催者は、参加者が、感染防止対策に協力するよう責任を持つとともに、実施にあたり次の感染防止対策を講ずること。なお、神奈川県に緊急事態宣言が発出されている期間又は本町がまん延防止等重点措置区域の指定を受けている期間は、開催時間を 20 時までとすること。

(1) 「密閉」「密集」「密接」の 3 つの密を避ける措置を講ずること。

- ① 「密閉」を避けること。

換気を行うこと。風の流れることができるよう、毎時、2回以上、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にするなどの換気に努めること。窓がない、1つしかない場合であっても、ドアを開けておく、扇風機や換気扇を併用するなどの工夫により換気に努めること。
- ② 「密集」「密接」を避けること。
 - ア ソーシャルディスタンス（2 m以上の距離を確保－困難な場合であっても最低1 m）が確保されるよう座席配置、利用設備、機材等の設置を工夫すること。
 - イ 人数を、使用施設の収容定員の半数以内の人数とすること。
 - ウ イベント・事業等の時間をできる限り短くするなどの工夫すること。
 - エ 入退場時の混雑を避けること。
- (2) 別に定める「健康チェック票」により参加者への健康チェックを実施し、発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加を見合わせるとともに、その情報を保管すること。
- (3) 町の設置する公共施設を使用する場合は、別に定める「感染防止策対応チェックシート」を作成し、施設管理者に提出すること。
- (4) 保健衛生対策を講ずること。
 - ア 座席、テーブル、ドアノブ、手すり、機材などの消毒をすること。
 - イ 共用スペース、特にトイレの便座、ドアノブ等の消毒を行うこと。
 - ウ マスクの着用を徹底すること。
 - エ 手洗いや手指衛生に努めること。
- (5) 飲食（水分補給を除く。）を伴わないこと。
- (6) 上記(1)から(5)までに定めるものの他、イベント・事業等の性質上、感染症防止に関し必要な対策を講ずること。

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針のうち「2-(2)-④イベント等の実施の扱い」について、町が主催するイベント等については、次のとおりとする。なお、神奈川県に緊急事態宣言が発出されている期間又は本町がまん延防止等重点措置区域の指定を受けている期間は、開催時間を20時までとする。

1 対応

(1) 町民等が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは、別添資料2「公共施設における感染防止対策」の「2 イベント・事業等の実施にあたり主催者が講ずる感染防止対策」を確実に講ずるとともに、感染防止対策の取組を公表したうえで開催することができる。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策(※)を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の町職員を含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力